

立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 23 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗原 寛

理由

立川市一般職職員定年等条例の一部を改正する条例（令和 4 年立川市条例第 40 号）の公布による。

立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程

立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和42年立川市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前					
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）					
区分	正規の勤務時間	休憩時間	週休日	区分	正規の勤務時間	休憩時間	週休日
条例第3項及び第4項第1項の規定を適用する職員の	午前8時から午後5時15分まで	午後零時から午後1時まで	日曜日及び土曜日（条例第2条第2項に規定する <u>定年</u> <u>前</u> <u>再任用</u> <u>短時間勤務職員</u> （以下「 <u>定年</u> <u>前</u> <u>再任用</u> <u>短時間勤務職員</u> 」をいう。）にあつて	条例第3項及び第4項第1項の規定を適用する職員の	午前8時から午後5時15分まで	午後零時から午後1時まで	日曜日及び土曜日（条例第2条第2項に規定する <u>再任用</u> <u>短時間勤務職員</u> （以下「 <u>再任用</u> <u>短時間勤務職員</u> 」をいう。）にあつて

				は、これらに 加えて、 月曜日か ら金曜日 までの1 日)
上記に規定する職員と同一勤務時間の職員で休憩時間を別に取得する職員	午前8時から 30分 午後5時 15分まで	1時間とし、 所屬 長が定め た時間	日曜日及 び土曜日 (<u>定年前</u> <u>再任用短</u> <u>時間勤務</u> <u>職員</u> にあ っては、 これらに 加えて、 月曜日か ら金曜日 までの1 日)	日曜日及 び土曜日 (<u>定年前</u> <u>再任用短</u> <u>時間勤務</u> <u>職員</u> にあ っては、 これらに 加えて、 月曜日か ら金曜日 までの1 日)
学校の用務に従事する職員	午前8時 15分 午後4時 45分まで	午後零時 15分 午後1時 まで	日曜日及 び土曜日 (<u>定年前</u> <u>再任用短</u> <u>時間勤務</u> <u>職員</u> にあ っては、 これらに 加えて、 月曜日か ら金曜日 までの1 日)	日曜日及 び土曜日 (<u>定年前</u> <u>再任用短</u> <u>時間勤務</u> <u>職員</u> にあ っては、 これらに 加えて、 月曜日か ら金曜日 までの1 日)

				は、これらに 加えて、 月曜日か ら金曜日 までの1 日)
上記に規定する職員と同一勤務時間の職員で休憩時間を別に取得する職員	午前8時から 30分 午後5時 15分まで	1時間とし、 所屬 長が定め た時間	日曜日及 び土曜日 (<u>再任用</u> <u>短時間勤</u> <u>務職員</u> にあ っては、 これらに 加えて、 月曜日か ら金曜日 までの1 日)	日曜日及 び土曜日 (<u>再任用</u> <u>短時間勤</u> <u>務職員</u> にあ っては、 これらに 加えて、 月曜日か ら金曜日 までの1 日)
学校の用務に従事する職員	午前8時 15分 午後4時 45分まで	午後零時 15分 午後1時 まで	日曜日及 び土曜日 (<u>再任用</u> <u>短時間勤</u> <u>務職員</u> にあ っては、 これらに 加えて、 月曜日か ら金曜日 までの1 日)	日曜日及 び土曜日 (<u>再任用</u> <u>短時間勤</u> <u>務職員</u> にあ っては、 これらに 加えて、 月曜日か ら金曜日 までの1 日)

				<u>時間勤務職員</u> にあつては、これらに加えて、月曜日から金曜日まで（1日）
	午前8時から15分午後4時45分まで	1 学校給食を行う日 2 その他	1 学校給食を行う日 2 その他	1 学校給食を行う日 2 その他
	学校に関する業務に従事する職員 川市立学校設置例 定川市立学校勤務員	学校に関する業務に従事する職員 川市立学校設置例 定川市立学校勤務員	学校に関する業務に従事する職員 川市立学校設置例 定川市立学校勤務員	学校に関する業務に従事する職員 川市立学校設置例 定川市立学校勤務員

				<u>職員</u> にあつては、これらに加えて、月曜日から金曜日まで（1日）
	午前8時から15分午後4時45分まで	1 学校給食を行う日 2 その他	1 学校給食を行う日 2 その他	1 学校給食を行う日 2 その他
	学校に関する業務に従事する職員 川市立学校設置例 定川市立学校勤務員	学校に関する業務に従事する職員 川市立学校設置例 定川市立学校勤務員	学校に関する業務に従事する職員 川市立学校設置例 定川市立学校勤務員	学校に関する業務に従事する職員 川市立学校設置例 定川市立学校勤務員

	学校の給食に関する従事職員で立川市学校給食施設設置条例（昭和43年立川市条例第30号）第2条に規定する立川市学校給食調理場勤務職員	午前8時から15分午後5時まで	午後8時から午後1時まで	日曜日及び土曜日（ <u>定年短務職員</u> にあつては、これらに加えて、月曜日から金曜日の1日）
条例第3項 条例第2項 及び 条例第2項	立川市図書館（昭和53年立川市	交代制 1 午前8時30分	1時間とし、所屬長が定めた時間	8週間を通じて16日とし、所屬長が

	学校の給食に関する従事職員で立川市学校給食施設設置条例（昭和43年立川市条例第30号）第2条に規定する立川市学校給食調理場勤務職員	午前8時から15分午後5時まで	午後8時から午後1時まで	日曜日及び土曜日（ <u>再任用短務職員</u> にあつては、これらに加えて、月曜日から金曜日の1日）
条例第3項 条例第2項 及び 条例第2項	立川市図書館（昭和53年立川市	交代制 1 午前8時30分	1時間とし、所屬長が定めた時間	8週間を通じて16日とし、所屬長が

の規 定 の 受 用 を 受 け る 職 員	第29 号)第2 条に規 定す る本館 に勤務 する職 員	午後5 時15分 まで 2 午前11 時30分 から 午後8 時15分 まで		職員ご とに定 める。 (<u>定 年 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員</u> にあっ ては、 これら の日に 加えて、 8日)
の規 定 の 受 用 を 受 け る 職 員	立川市 歴史資 料館条 例(昭 和60 年立川 市第30 号)第1 条に規 定する 立川市 歴史資 料館に 勤務す る職員	午前8 時30分 から 午後5 時15分 まで	午後零 時から 午後1 時まで	並日曜 日に所 属長が 定め た4週 間に つき 3日 及び 月曜 日から 金曜 日の 1日 (<u>定 年 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員</u>)

の規 定 の 受 用 を 受 け る 職 員	第29 号)第2 条に規 定す る本館 に勤務 する職 員	午後5 時15分 まで 2 午前11 時30分 から 午後8 時15分 まで		職員ご とに定 める。 (<u>再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員</u> にあっ ては、 これら の日に 加えて、 8日)
の規 定 の 受 用 を 受 け る 職 員	立川市 歴史資 料館条 例(昭 和60 年立川 市第30 号)第1 条に規 定する 立川市 歴史資 料館に 勤務す る職員	午前8 時30分 から 午後5 時15分 まで	午後零 時から 午後1 時まで	並日曜 日に所 属長が 定め た4週 間に つき 3日 及び 月曜 日から 金曜 日の 1日 (<u>再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員</u>)

			職員にあっては、この日に加えて、月曜日から金曜日の4日)
立川市地域学習館（平成19年条例第21号）第1条に規定する地域学習館の事務及び従事する職員	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日は、午前8時から午後15分までの勤務と午前8時30分から午後30分までの	土曜日を除き、午後1時から午後5時まで	並ぶに所属が定められた4週間につき2日及び月曜日から金曜日の1日（定年前任用短時間勤務職員にあっては、この

			あつては、この日に加えて、月曜日から金曜日の4日)
立川市地域学習館（平成19年条例第21号）第1条に規定する地域学習館の事務及び従事する職員	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日は、午前8時から午後15分までの勤務と午前8時30分から午後30分までの	土曜日を除き、午後1時から午後5時まで	並びに所属が定められた4週間につき2日及び月曜日から金曜日の1日（再任用短時間勤務職員にあっては、この日に

			日に加えて、月曜日から金曜日まで（4日）
勤務を交互に行う。	午前8時から30分、午後5時15分まで	午後零時から午後1時まで	並びに所属長が定めた12週間につき8日曜日及び月曜日から金曜日の4日（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> にあつては、これらの日に加えて、月曜日から
	教育委員会事務局 教育部 教育支援課に勤務する職員		

			加えて、月曜日から金曜日まで（4日）
勤務を交互に行う。	午前8時から30分、午後5時15分まで	午後零時から午後1時まで	並びに所属長が定めた12週間につき8日曜日及び月曜日から金曜日の4日（ <u>再任用短時間勤務職員</u> にあつては、これらの日に加えて、月曜日から
	教育委員会事務局 教育部 教育支援課に勤務する職員		

